立川市
Tachikawa City

＼補助上限 **50** 万円／

デジタル化
はじめの一歩を。

中小事業者等の、デジタル技術の活用による
業務効率化・生産性向上の取組を支援します。

立川市デジタル技術活用支援事業補助金

申請期間	令和8年**7**月**1**日(水) ～ 令和8年**11**月**30**日(月) **※予算に達し次第受付を終了します**
補助率	4分の3
補助額	上限 50 万円（下限5万円）

補助対象者、補助対象事業、補助対象経費などくわしくは、裏面をご覧ください

主な活用例

- バックオフィス業務のクラウド化
- 顧客管理等のシステム化
- 入力作業等の自動化
- 飲食店のモバイルオーダー化、キャッシュレス決済化
- 会計ソフトなど業務専用のソフトの導入

※申請に先立って、立川商工会議所による事業計画書の確認が必要です。

お問い合わせ

立川市 産業観光課 産業政策係
電　話　042-528-4317
メール　sangyou-t@city.tachikawa.lg.jp

申請案内と
申請書類は
こちらから

対象事業者

以下要件をすべて満たす方（**詳細は申請案内を必ずご確認ください**）

・中小企業基本法に規定する中小企業者、
　または中小企業信用保険法に掲げる医業を主たる事業とする法人、
　特定非営利活動法人
・市内に１年以上、主たる事業所を有する者
・市税等を滞納していない者　・暴力団関係者でない者　　など

補助対象事業

次の要件をすべて満たす**業務効率化・生産性向上**等に資する取り組み

①　デジタル技術を活用したものであること
②　自社内の既存業務の一部又は全部の工程について活用する新たな取り組みであること
③　申請前の状況からの改善効果が見込まれ、その効果を示すことができること
④　申請時点で広く一般に販売されている既存製品であること
⑤　過去５年以内に発売またはバージョンアップされている製品であること
⑥　委託等を行う場合、受注者がその補助対象事業の内容を主要業務としていること

主な対象経費

●ソフトウェア・クラウドサービス・ハードウェアの購入経費、利用料、使用料、
　運用保守費等（対象となる期間の詳細は申請案内をご確認ください）
●ソフトウェア・クラウドサービス・ハードウェアの導入・活用に係る、
　設定・設計等の委託費、技術指導・助言を受けるための経費、研修受講費　等
※汎用性が高いソフトウェア、機器など、対象外となる経費もあります。
　消費税も対象外です。（**詳細は申請案内を必ずご確認ください。**）

申請から補助金交付までの流れ

①事業計画書の作成 → **②立川商工会議所へ事前確認** → **③立川市に申請**（**令和8年11月30日締切**） → 市が書類審査 → 交付決定

④事業実施
※交付決定の前に実施に着手しないでください

⑥実績報告書の提出（**令和9年2月26日締切**） → 市が書類審査・額の決定 → **⑦請求書の提出** → 補助金交付